

議案第 99 号

上越市ろばた館条例の一部改正について

上越市ろばた館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市ろばた館条例の一部を改正する条例

上越市ろばた館条例（平成 16 年上越市条例第 131 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 6 号を第 7 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(5) 調理室

(6) ふれあいホール

第 4 条中「（火曜日から木曜日までにあつては、午後 7 時）」を削る。

第 5 条中「次のとおり」を「12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで」に改め、同条各号を削る。

第 9 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 11 条中「及び回数利用券の料金」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

施設名等	単位	使用料
会議室	1 時間につき	590 円
研修室		160 円
生活実習室		380 円
生きがい創造室		240 円
調理室		320 円
ふれあいホール		1,270 円

備考

- 1 営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の 200 パーセントの額とする。
- 2 ふれあいホールを占有して利用する場合で利用する面積が全体の 2 分の 1 以下であるときの使用料は、定額使用料の 50 パーセントの額（10 円未満は切上げ）とする。
- 3 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。